

## 公営企業の経営健全化スキームについて

### 1 趣旨

- 公営企業が供給する住民サービスは、上・下水道、病院など住民の日常生活に欠くことができないものが多い。このため、その経営の悪化が住民生活に、また、経営する自治体の財政に影響を与えることのないよう、経営悪化の初期の段階から「経営健全化」を義務づけ、自律的な経営改善を促すべきではないか。

### 2 対象事業

- 会計を区別し、独立採算制を基本とする全ての公営企業を対象とすべきではないか。

※ 現行の地方公営企業法の再建制度（昭和 41 年創設）では、交通、病院等の一部の事業のみが対象。

※ なお、新たな地方財政再生制度においては、自治体全体の状況を把握するため、各会計をカバーする新しいフロー指標を設ける。これにより、公営企業も含めた自治体全体での財政の再生が可能となったところである。

### 3 健全化の基準

- 収支が均衡せず赤字の額（資金不足額）が一定水準以上に悪化した公営企業を経営する団体に、自主的な経営健全化を義務づけることとすべきではないか。

- また、当該水準については、事業内容を勘案して事業の類型ごとに水準を設定すべきではないか。

- 公営企業が経営する事業は多岐にわたり、一部の事業では、地方債の償還年限に比して、投下資本の回収期間が相当長期になるために赤字が生じることとなる事業があること等に留意し、事業によっては赤字の額から一定の赤字を控除することを検討すべきではないか。

### 4 経営健全化計画

- 経営健全化に至った公営企業においては、自ら経営を健全化するた

めの計画（経営健全化計画）を策定することを義務づけ、また、策定に当たっては議会の議決を経るようにはすべきではないか。

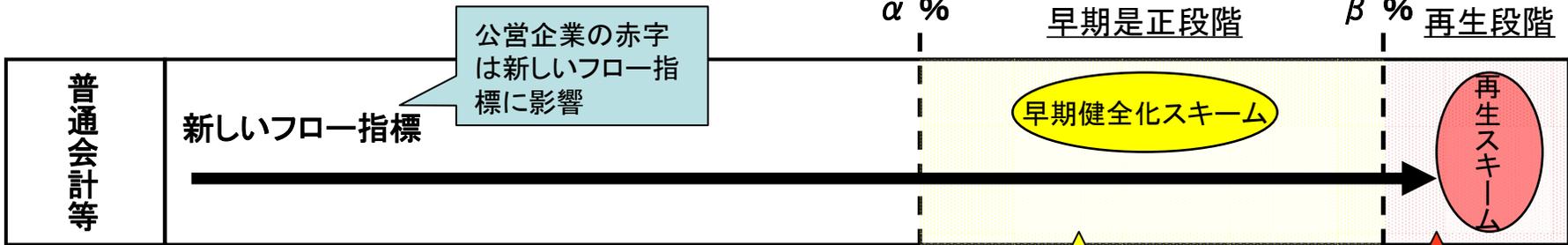
- 計画においては、何が経営悪化の原因かを明らかにし、それに対処する方針や方策、今後の見通し等を住民に分かりやすく明らかにするため、経営悪化の要因分析、経営健全化のための基本方針、指標の改善の見通しなどを、計画の記載事項とすべきではないか。

## 5 実効性の確保

- 公営企業は、総じて多額の設備投資を要し、また、住民に不可欠なサービスを安定的に供給する役割を有していることから、中・長期的観点から計画的に経営を推進することが必要であり、このため、健全化計画の実効性を確保する以下のような手立てが必要ではないか。
- より一層透明性の高い企業経営を推進し、利用者である住民への説明責任を果たすため、地方公共団体の長は、計画の策定時、及び毎年度その実施状況について、住民に公表すべきではないか。
- 経営健全化計画やその実施状況の概要については、当該団体が公表するだけでなく、国においても全国的な見地からとりまとめ、公表することにより、他団体や民間企業と比較できるようにすべきではないか。
- 経営健全化計画を達成できないと明らかに認められる場合には、事業継続の必要性、サービス供給のあり方や民間的経営手法の導入促進等の検討も含め、当該団体の自主的な努力を促すため、国や都道府県から勧告ができることとすべきではないか。勧告を受けた地方公共団体の長は、勧告の内容を議会等に報告しなければならないこととすべきではないか。
- なお、以上から、公営企業の健全化スキームは、経営悪化の初期の段階から計画策定等を義務づけるとともに、事業継続の必要性等の検討も含め見直しを行い、また、経営改善の取組に対して、国等からの勧告による是正措置を講じていることから、いわゆる再生段階は設けないこととしてよいのではないか。

# 公営企業の経営健全化のイメージ(案)

財政悪化



- 早い段階からの経営健全化を義務付け
- 事業の特性に応じ基準を設定

経営健全化が進まず新しいフロー指標が悪化した場合には自治体全体の早期健全化・再生スキームへ

